

地質調査業務特記仕様書

この特記仕様書は、海田東小学校校舎建替基本計画策定及び基本・実施設計業務のうち、地質調査業務に適用する。

I 地質調査業務仕様

本特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修「敷地調査共通仕様書」(最新版)及び「建築工事監理指針 下巻 24 章 地質調査」(最新版)による。

1 特記仕様書の適用

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載された特記事項については「○」印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「*」印を適用する。「○」印と「*」印が付いた場合は共に適用する。

2 ボーリングの方法

○ロータリーボーリング

想定掘進深度内訳

ボーリング No	No 1	No 2	No 3	No 4	No 5	No 6	No 7	No 8
粘土・シルト	4	4	4	4	4	4	4	4
砂・砂質土	2	2	2	2	2	2	2	2
礫混り土砂	4	4	4	4	4	4	4	4
玉石混り土砂	2	2	2	2	2	2	2	2
軟岩 I	8	8	8	8	8	8	8	8
計	20	20	20	20	20	20	20	20

3 サウンディング

○標準貫入試験 (JIS A 1219) 各孔×1回/m

採取した試料、色、におい、粒度、硬さ、締まり具合、湿潤状態、混入物等の土質概要、採取深さ等を記録する。なお、支持地盤を確認するための本打ちの打撃回数は50回以上を5m以上確認すること。

- ・スクリーウエイト貫入試験 (JIS A 1221)

4 サンプリング

- ・固定ピストン式シンウォールサンプリング(孔径φ66mm)－ 孔× 本
- ・デニソン型サンプリング(孔径φ116mm)－ 孔× 本

5 土質試験

○土粒子の密度試験 (JIS A 1202)

○土の含水比試験 (JIS A 1203)

○土の粒度試験 (JIS A 1204)

- ・細粒分含有率試験 (JIS A 0135)
- ・土の液性限界・塑性限界試験 (JIS A 1205)
- ・土の一軸圧縮試験 (JIS A 1216)
- ・土の圧密試験 (JIS A 1217)
- ・土の透水試験 (JIS A 1218)

・現場透水試験－ 孔× 回 (No. , No. , No. , No. , No. , No.)

○孔内水平載荷試験－ 1 孔× 1 回 (No. , No. , No. , No. , No. , No.)

- ・地盤常時微動測定試験－地表面 点, 地中 点 (m, m, m, m)
- ・弾性波速度検層試験－ 孔 (m, m, m, m)

6 地下水観測孔

自由水 GL－ m 被圧水 GL－ m

- ・地下水位計測のため、貫入試験終了後 1 カ所塩ビパイプを埋設する。

7 土質標本

土質標本は、容器に密封し、調査孔毎に蓋付箱に入れて、一組提出する。

容器は、原則として直径 4.5 cm 程度、高さ 9 cm 程度のプラスチック製とする。

8 報告書の型式及び内容

- (1) 報告書の大きさは A4 版とし、表紙、背表紙に調査名称等を印字し、2 部提出する。
- (2) 配置図には、調査地点、番号、標高、基準点、地盤の高低差及び調査項目を明記する。
- (3) 調査結果は、柱状図及び推定地層断面図を作成し、その説明と総合的な考察を記述する。
- (4) 調査写真は、サービス版程度とし、調査職員の指示する箇所を撮影する。
- (5) 柱状図を一枚にまとめたものを電子データ（CAD データを含む）にて提出する。

9 工程表

調査に先立ち工程表を作成し、調査職員の承諾を受ける。

10 管理技術者及び照査技術者

調査に先立ち管理技術者及び照査技術者を選任し、調査職員に通知すること。また、変更が生じた場合も同様に通知すること。なお、管理技術者及び照査技術者は地質調査業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者であること。

11 立会及び検査

現地における調査の実施にあたっては、調査職員の立会及び検査を受けること。

12 その他

- (1) 本業務の基本計画及び基本設計での検討状況を踏まえ、建物の配置及び地盤の性状に鑑みて地質調査の実施方法（ボーリングの位置・数量及び深度等）を決定すること。
- (2) 施工前、施工中及び施工後の写真を撮影し提出すること。
- (3) ボーリング孔の穴埋めについては、削孔により生じた残土のうち良質なもので密実に締め固めを行うこと。
- (4) 液状化の可能性に係る判定を行うこと。
- (5) ボーリングの途中で湧水を認めた場合は、正確にその深度を測定し記録すること。
また、調査完了までは、毎日作業開始前に孔内水位を測定し記録すること。
常水位はボーリング孔内の水位、季節的な水位の変動等を総合判断して決定すること。
- (6) 敷地内及び周辺地盤の高低差を測定するとともに、BM と調査位置の地盤高さとの関係も図示すること。
- (7) 設計深度到達前に目的を達したとき、当該深度に達しても調査目的を達成しないとき及び予想外の障害（土質の状況・湧水その他）により、調査続行が不可能のときは、いずれも直ちに調査職員に報告し、その指示を受けること。
- (8) 調査にあたっては、既存の建築物に影響のない方法により行うものとし、事前に調査職員と協議して決定すること。